

矢掛町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成20年1月18日

告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者及び障害者で、必要となる費用を負担することが困難である者に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度の利用に係る費用を助成することにより、高齢者及び障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、矢掛町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、住民基本台帳に記載されている者で、後見開始等の審判により成年被後見人、被保佐人又は被補助人とされた者（以下「被後見人等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者

(2) 次に掲げる基準を全て満たす者

ア 被後見人等の属する世帯（生計を一にする世帯をいう。以下同じ。）における年間の収入見込額が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとにこれに50万円を加算した額以下であること。なお、年間の収入見込額とは年金収入、給与収入その他の定期的な収入として認められるものの合計額とする。

イ 被後見人等の属する世帯における現金、預貯金その他の資産の合計額（以下「資産額」という。）が次条に規定する助成対象費用を支払うことによって単身世帯で120万円、世帯員が一人増えるごとにこれに50万円を加算した額以下となること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次条に規定する助成対象費用を負担することが困難であると町長が認める者

2 前項の規定による住所要件にかかわらず、矢掛町の住所地特例を受けている者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項、第52条第2項及び第76条第4項の特例を受けている者）は助成の対象とし、他の市町村の住所地特例を受けている者は助成の対象としない。

(助成対象費用及び助成金の額)

第3条 助成の対象となる費用及び限度額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。ただし、被後見人等の属する世帯における資産額が単身世帯で120万円（世帯員が一人増えるごとにこれに50万円を加算した額）を超える場合は、資産額から対象費用を控除した額が120万円（世帯員が一人増えるごとにこれに50万円を加算した額）に対して不足する額のみ助成対象とする。

(1) 後見開始等審判の申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料、その他の申立書添付資料の取得費用（以下「申立費用」という。） 70,000円

(2) 後見人等の報酬

ア 在宅者 月額28,000円

イ 施設等に入所している者 月額18,000円

ただし、同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する場合は一月のうち日数の多い方を適用し、両期間が同日数となった場合は在宅者とみなす。なお、入院については施設等への入所に含むものとする。

2 前項第2号に規定する助成金の額を算定する場合において、一月に満たない日数がある場合は日数に関わらず、一月として算定を行う。

(助成の申請)

第4条 前条第1項第1号の申立費用に係る助成を受けようとする者は、矢掛町成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 預貯金通帳及び年金振込通知書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録及び収支予定表の写し

(3) 領収書等申立費用が確認できるものの写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前条第1項第2号の後見人等の報酬に係る助成を受けようとする者は矢掛町成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 家庭裁判所が発行する成年後見等報酬付与の審判の決定通知書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録及び収支予定表の写し

(3) 預貯金通帳及び年金振込通知書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 助成を受けようとする者は、前条第1項に掲げる対象費用の支払義務が生じた日から起

算して1年以内に、第1項又は第2項に規定する申請を行わなければならない。

4 前3項において、後見人等は被後見人等に代わり申請することができる。なお、当該被後見人等に代わり申請をする者が複数ある場合は、同時に申請するものとする。

(助成の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、支給すべき助成金の額を決定し、矢掛町成年後見制度利用支援事業助成決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(報告義務)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、第4条に規定する申請内容の変更があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成決定の取消し)

第7条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 第2条に掲げる要件に該当しないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて速やかにその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。